

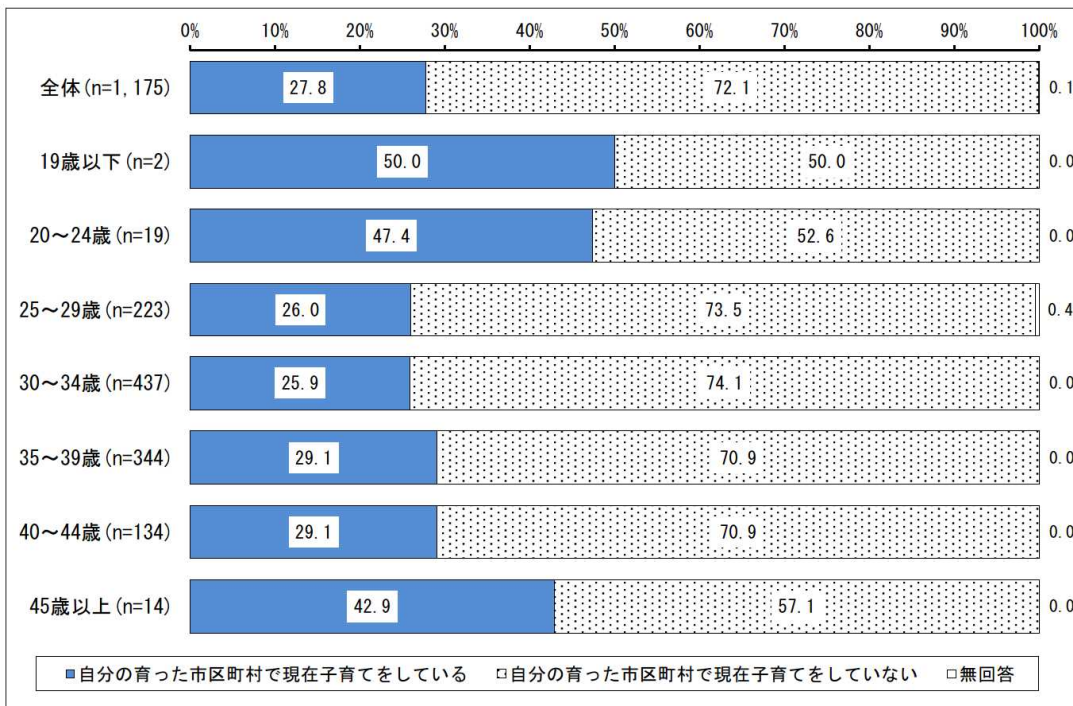
# 児童、その保護者、家庭を取り巻く環境

※ 子育て世代にかかる家庭への支援に関する調査研究報告書(令和3年3月)等から

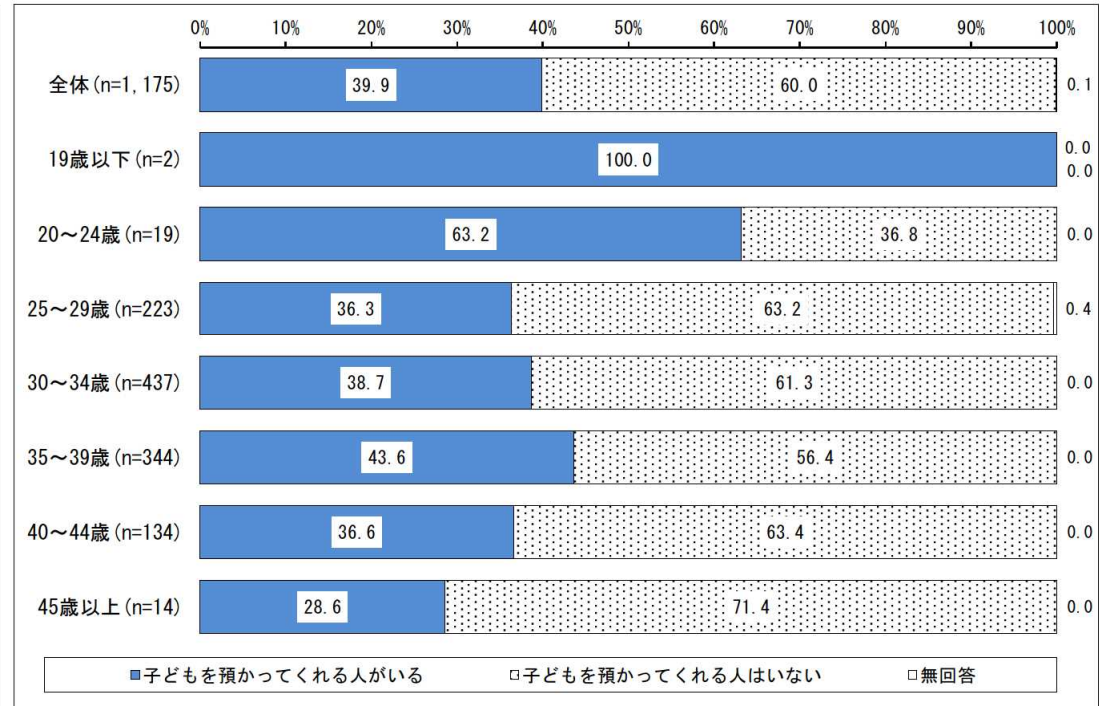
# 子育て家庭の孤立

- 現在、回答者の母親自身が育った市区町村で子育てをしているとの回答割合は、全体では27.8%で、**7割以上の母親は自身が育っていないまちで子育てを行っている。**
- 「近所に子どもを預かってくれる人がいる」との回答割合は、全体では39.9%で、**6割の母親は「子どもを預かってくれる人はいない」と回答している。**

【図表 2-2-2 自分の育った市区町村での子育ての実施状況（全体、母親の年代別）】



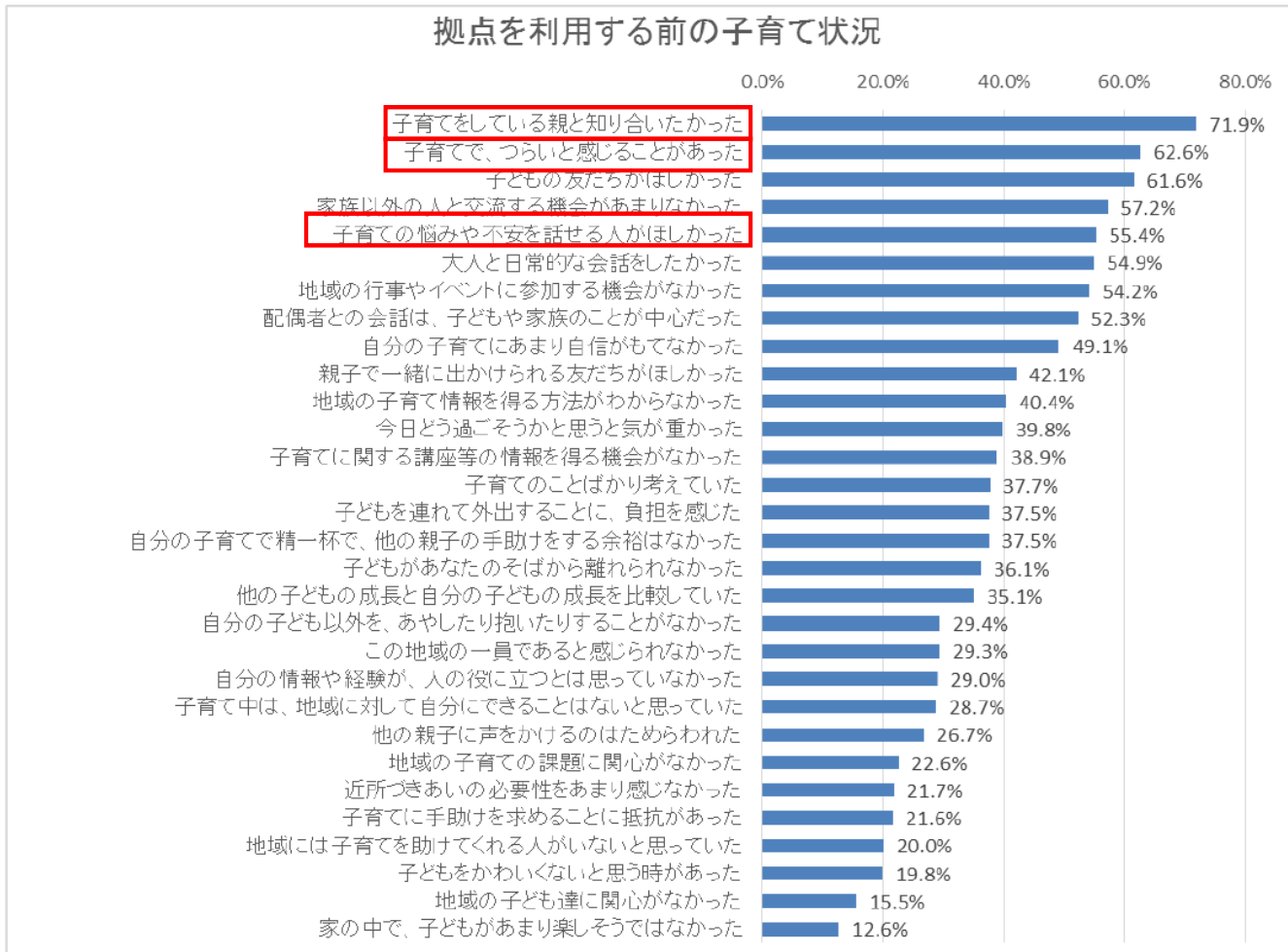
【図表 2-2-4 近所で子どもを預かってくれる人の有無（全体、母親の年代別）】



※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）  
 （全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

# 子育て家庭の支援ニーズ

- **地域子育て支援拠点を利用している母親**に対し、**拠点を**利用する前**の**自身の子育ての状況**をたずねたところ、**
  - ・ **「子育てをしている親と知り合いたかった」**（71.9%）が**最も多いが、**
  - ・ **「子育てで、つらいと感じることがあった」**（62.6%）、**「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」**（57.2%）、**「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」**（55.4%）、**「大人と日常的な会話をしたかった」**（54.9%）、**「地域の行事やイベントに参加する機会がなかった」**（54.2%）**なども5割を超えている**など、**子育ての不安や悩みを相談・共有するニーズ**がある。



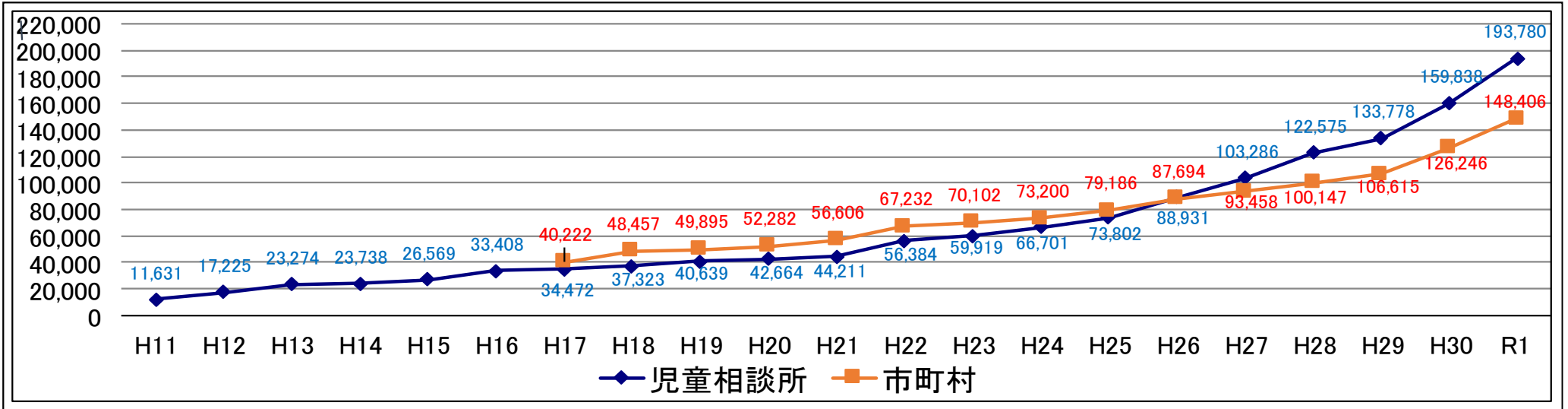
※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）

（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

# 児童虐待相談対応件数の推移、虐待を受けた子どもの年齢構成の推移

- 児童相談所や市町村における虐待相談対応件数は年々増加しており、令和元年度においては、児童相談所の児童虐待相談対応件数が193,780件、市町村の児童虐待相談対応件数が148,406件であった。
- 児童相談所や市町村において虐待相談として対応した子どもについて、小学校入学前である割合は4割～5割程度となっている。また、小学生である割合も3割～4割程度である。

## 児童相談所および市町村における児童虐待相談対応件数の推移



※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県等を除いて集計した数値

【出典：福祉行政報告例】

## 児童相談所および市町村において虐待相談として対応した子どもの年齢構成の推移(左が児童相談所、右が市町村)

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成21年度	8,078(18.3%)	10,477(23.7%)	16,623(37.6%)	6,501(14.7%)	2,532(5.7%)	44,211(100.0%)
平成22年度	11,033(19.6%)	13,650(24.2%)	20,584(36.5%)	7,474(13.3%)	3,643(6.5%)	56,384(100.0%)
平成23年度	11,523(19.2%)	14,377(24.0%)	21,694(36.2%)	8,158(13.6%)	4,167(7.0%)	59,919(100.0%)
平成24年度	12,503(18.7%)	16,505(24.7%)	23,488(35.2%)	9,404(14.1%)	4,801(7.2%)	66,701(100.0%)
平成25年度	13,917(18.9%)	17,476(23.7%)	26,049(35.3%)	10,649(14.4%)	5,711(7.7%)	73,802(100.0%)
平成26年度	17,479(19.7%)	21,186(23.8%)	30,721(34.5%)	12,510(14.1%)	7,035(9.9%)	88,931(100.0%)
平成27年度	20,324(19.7%)	23,735(23.0%)	35,860(34.7%)	14,807(14.3%)	8,560(8.3%)	103,286(100.0%)
平成28年度	23,939(19.5%)	31,332(25.6%)	41,719(34.0%)	17,409(14.2%)	8,176(6.7%)	122,575(100.0%)
平成29年度	27,046(20.2%)	34,050(25.5%)	44,567(33.3%)	18,677(14.0%)	9,438(7.1%)	133,778(100.0%)
平成30年度	32,302(20.2%)	41,090(25.8%)	53,797(33.7%)	21,847(13.7%)	10,802(6.8%)	159,838(100.0%)
令和元年度	37,826(19.5%)	49,660(25.6%)	65,959(34.0%)	26,709(13.8%)	13,626(7.0%)	193,780(100.0%)

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成21年度	12,280(21.7%)	15,981(28.2%)	20,268(35.8%)	6,220(11.0%)	1,857(3.3%)	56,606(100.0%)
平成22年度	15,330(22.8%)	18,716(27.8%)	23,358(34.7%)	7,292(10.8%)	2,536(3.8%)	67,232(100.0%)
平成23年度	15,803(22.5%)	19,112(27.3%)	24,579(35.1%)	8,047(11.5%)	2,561(3.7%)	70,102(100.0%)
平成24年度	16,677(22.8%)	19,738(27.0%)	25,667(35.1%)	8,227(11.2%)	2,891(3.9%)	73,200(100.0%)
平成25年度	17,915(22.6%)	21,027(26.6%)	27,568(34.8%)	9,153(11.6%)	3,523(4.5%)	79,186(100.0%)
平成26年度	20,528(23.4%)	22,998(26.2%)	29,805(34.0%)	10,419(11.9%)	3,944(4.5%)	87,694(100.0%)
平成27年度	22,074(23.6%)	23,828(25.5%)	31,516(33.7%)	11,330(12.1%)	4,710(5.0%)	93,458(100.0%)
平成28年度	23,159(23.1%)	28,663(28.6%)	32,823(32.8%)	11,524(11.5%)	3,978(4.0%)	100,147(100.0%)
平成29年度	25,357(23.8%)	29,920(28.1%)	34,527(32.4%)	12,162(11.4%)	4,649(4.4%)	106,615(100.0%)
平成30年度	29,670(23.5%)	36,778(29.1%)	40,810(32.3%)	13,666(10.8%)	5,322(4.2%)	126,246(100.0%)
令和元年度	33,814(22.8%)	42,820(28.9%)	48,812(32.9%)	16,450(11.1%)	6,510(4.4%)	148,406(100.0%)

※市町村の平成22年度は、岩手県及び宮城県(仙台市以外)の一部、福島県を除いて集計した数値。【出典：福祉行政報告例】3

# 子育て支援施策及び母子保健施策における相談・支援を行う機関

○ **児童相談所**と**市町村（子ども家庭総合支援拠点）**について、**相談内容（虐待相談）**も**相談対応（指導）**も**類似**している。

## 児童相談所

- ・介入（型援助）と表現されるように一定の家族分離を可能とする権限を伴う対応及び援助を必要とする、虐待や社会的養護をはじめとする要保護児童への対応を実施。
- ・児童相談所では、チームアプローチと合議制という、ひとつの機関に複数の専門職が集って相談・調査・判定・措置を一体的に実施する方法を採っている。

## 市町村（子ども家庭総合支援拠点）

- ・子育て支援や保育、母子保健や健全育成、子ども家庭相談といったポピュレーションアプローチを主とする施策における支援を実施。
- ・子どもや保護者にとって身近な生活圏域にあって、伴走型・寄り添い型と特徴が表現されるように、強制的権限を持たないことで受け入れる間口を広く構える。

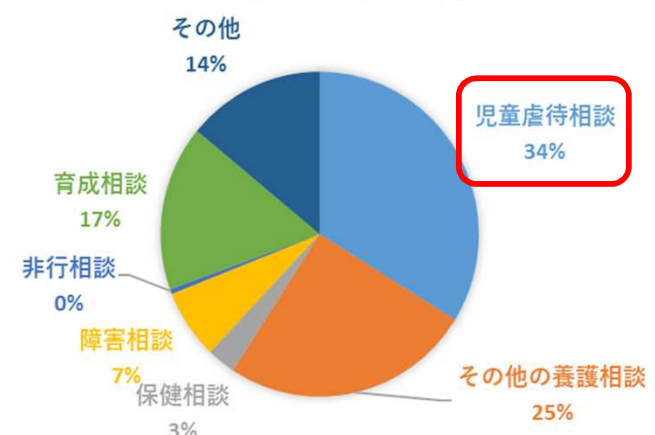
児童相談所の相談内容



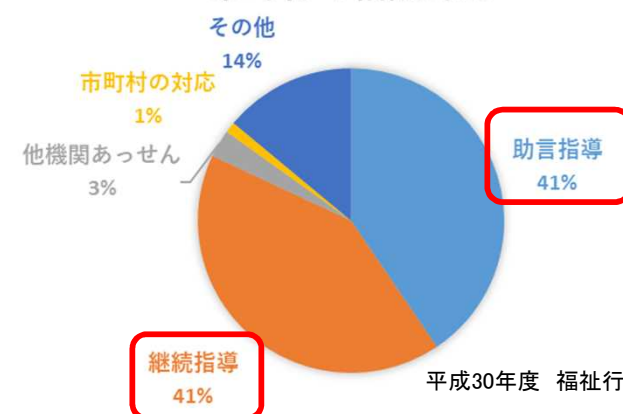
児童相談所の相談対応



市町村の相談内容



市町村の相談対応



# 子育て支援制度の拠点施設・機関

- 市区町村の担当者は、市町村の役割は見守りや現認確認と認識されている。
- こうした中で、
  - ・ 「包括的・継続的なケアマネジメント支援の機能」、「保護者や子どもに対するケアマネジメント機能」という**マネジメント機能が一番重要と考える自治体が合計して47.1%**ある。
  - ・ しかし、**地域の包括的・継続的な支援計画の策定やケアマネジメントを行う拠点**となりうる施設・機関が市区町村には**「ない」とする自治体が全市区町村の77.4%を占める**。

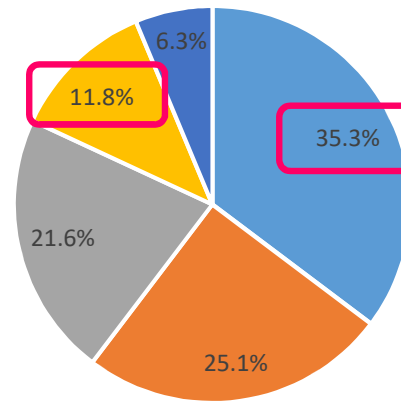
主に都道府県・市町村の役割と認識されている業務

	主として 都道府県	主として 市町村	無効な回 答	無回 答	計
子ども家庭の見守り	5.1%	88.7%	0.4%	5.8%	100%
要保護児童対策地域協議会の活用	5.8%	88.3%	0.4%	5.5%	100%
問題・対象の早期発見	7.3%	86.5%	0.4%	5.8%	100%
子どもの現認確認	12.5%	79.5%	1.8%	6.2%	100%
措置解除後の子どもや家庭の支援に係る連携	48.6%	43.0%	2.1%	6.4%	100%
評価・点検の体制作り	62.5%	28.6%	2.3%	6.6%	100%
支援に関わる職員のサポート	63.2%	28.3%	1.6%	6.9%	100%
支援に関わるSV体制	77.0%	14.3%	2.1%	6.6%	100%
子どもの一時保護	83.8%	10.4%	0.3%	5.6%	100%
研修・勉強会の実施	87.1%	6.0%	1.3%	5.6%	100%

調査回答者：市区町村の子ども福祉家庭福祉担当者  
調査期間：2017年2月3日～3月6日

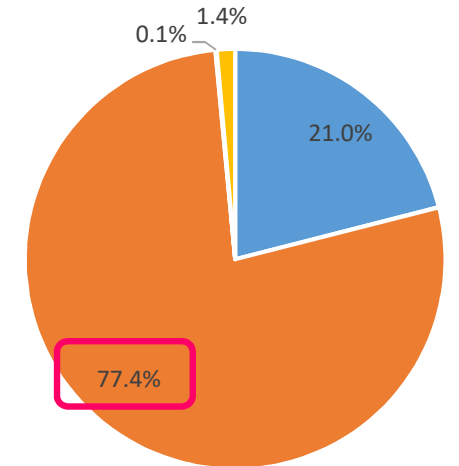
拠点に一番重要と考える機能

(n=770)



- 子ども家庭福祉の包括的・継続的ケアマネジメント (SV含む) 支援の機能
- 子ども家庭福祉の制度を横断的に活用するための調整をする機能
- 子ども家庭福祉の総合的相談支援の機能
- サービスを必要とする保護者や子どもに対するケアマネジメント機能

地域包括的・継続的支援の拠点となりうる機関・施設の有無 (n=770)

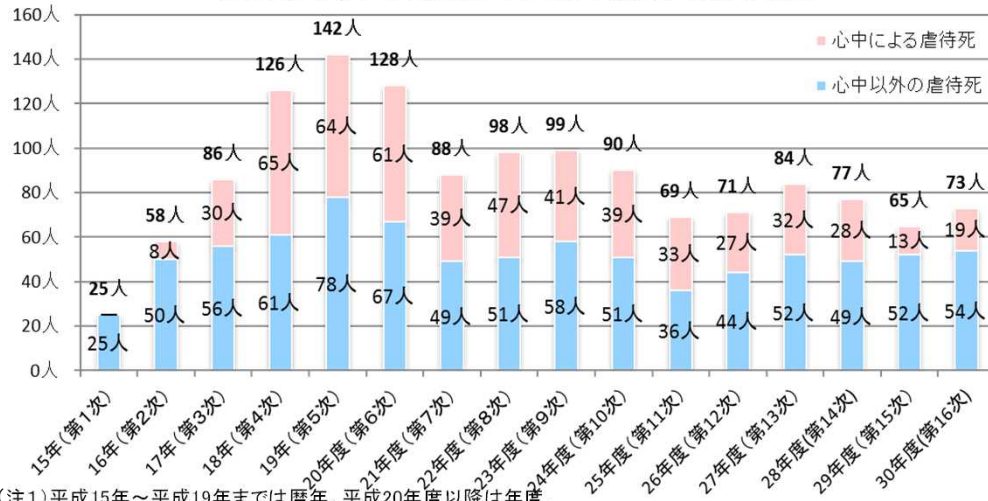


- ある
- ない
- 無効な回答
- 無回答

# 児童虐待による死亡事例の推移と虐待死に占める年齢割合

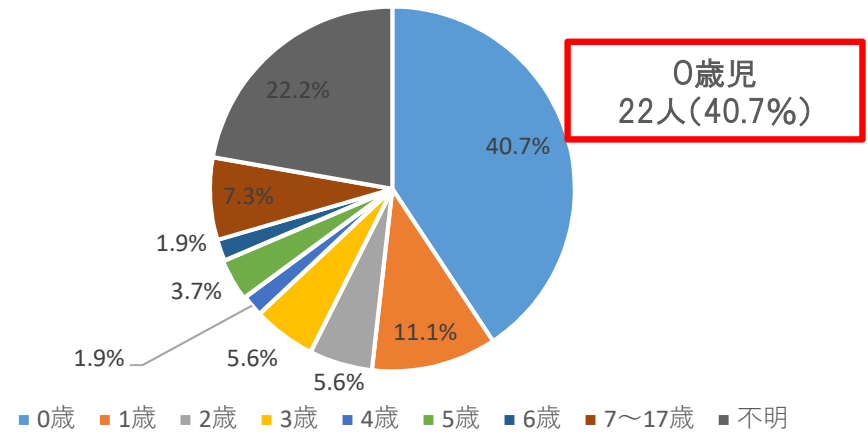
- 毎年、児童虐待による死亡事例が発生しており、**心中以外の虐待死亡事例の人数はほぼ横ばい**。（平成30年度心中以外の虐待死は54人）
- 年齢別でみると、
  - ・ 0歳児が最も多く（平成30年度心中以外の虐待死 40.7%）、そのうち月例0か月児の死亡は31.8%であった。
  - ・ **2歳児以下の割合は約5割（52.1%）**を占めている。

児童虐待による死亡事例の推移(児童数)



(注1)平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、  
 (注2)平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、  
 (注3)平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

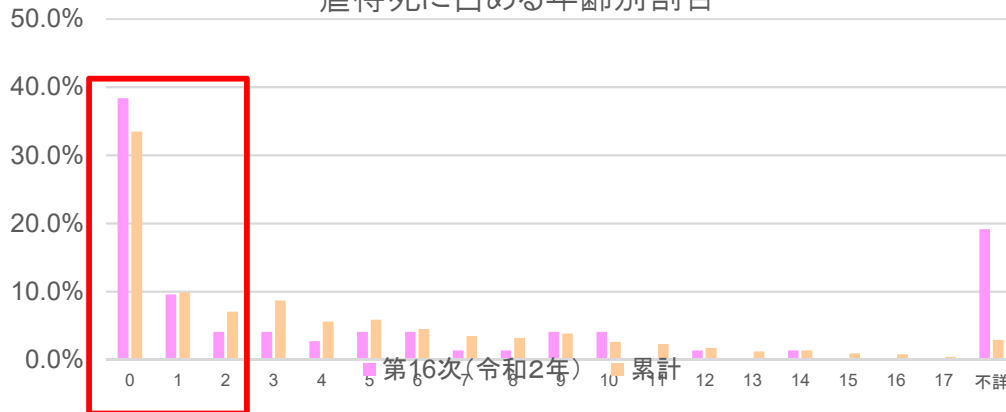
死亡時点の子どもの年齢(心中以外の虐待)



死亡した0歳児の月齢

区分	第15次						第16次					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未達含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死(未達含む)		
	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合
0か月	14 (8)	50.0%	50.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	7 (2)	31.8%	31.8%	1 (0)	16.7%	16.7%
1か月	1 (1)	3.6%	53.6%	0 (0)	0.0%	0.0%	3 (2)	13.6%	45.5%	0 (0)	0.0%	16.7%
2か月	5 (1)	17.9%	71.4%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	9.1%	54.5%	2 (1)	33.3%	50.0%
3か月	1 (0)	3.6%	75.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (1)	4.5%	59.1%	0 (0)	0.0%	50.0%
4か月	3 (1)	10.7%	85.7%	0 (0)	0.0%	0.0%	3 (1)	13.6%	72.7%	1 (1)	16.7%	66.7%
5か月	1 (1)	3.6%	89.3%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	72.7%	0 (0)	0.0%	66.7%
6か月	1 (1)	3.6%	92.9%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (1)	9.1%	81.8%	0 (0)	0.0%	66.7%
7か月	0 (0)	0.0%	92.9%	1 (0)	50.0%	50.0%	1 (1)	4.5%	86.4%	0 (0)	0.0%	66.7%
8か月	0 (0)	0.0%	92.9%	1 (0)	50.0%	100.0%	2 (2)	9.1%	95.5%	1 (0)	16.7%	83.3%
9か月	1 (0)	3.6%	96.4%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	95.5%	0 (0)	0.0%	83.3%
10か月	0 (0)	0.0%	96.4%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	95.5%	0 (0)	0.0%	83.3%
11か月	1 (1)	3.6%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	1 (0)	4.5%	100.0%	1 (0)	16.7%	100.0%
月齢不明	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%
計	28 (14)	100.0%	100.0%	2 (0)	100.0%	100.0%	22 (10)	100.0%	100.0%	6 (2)	100.0%	100.0%

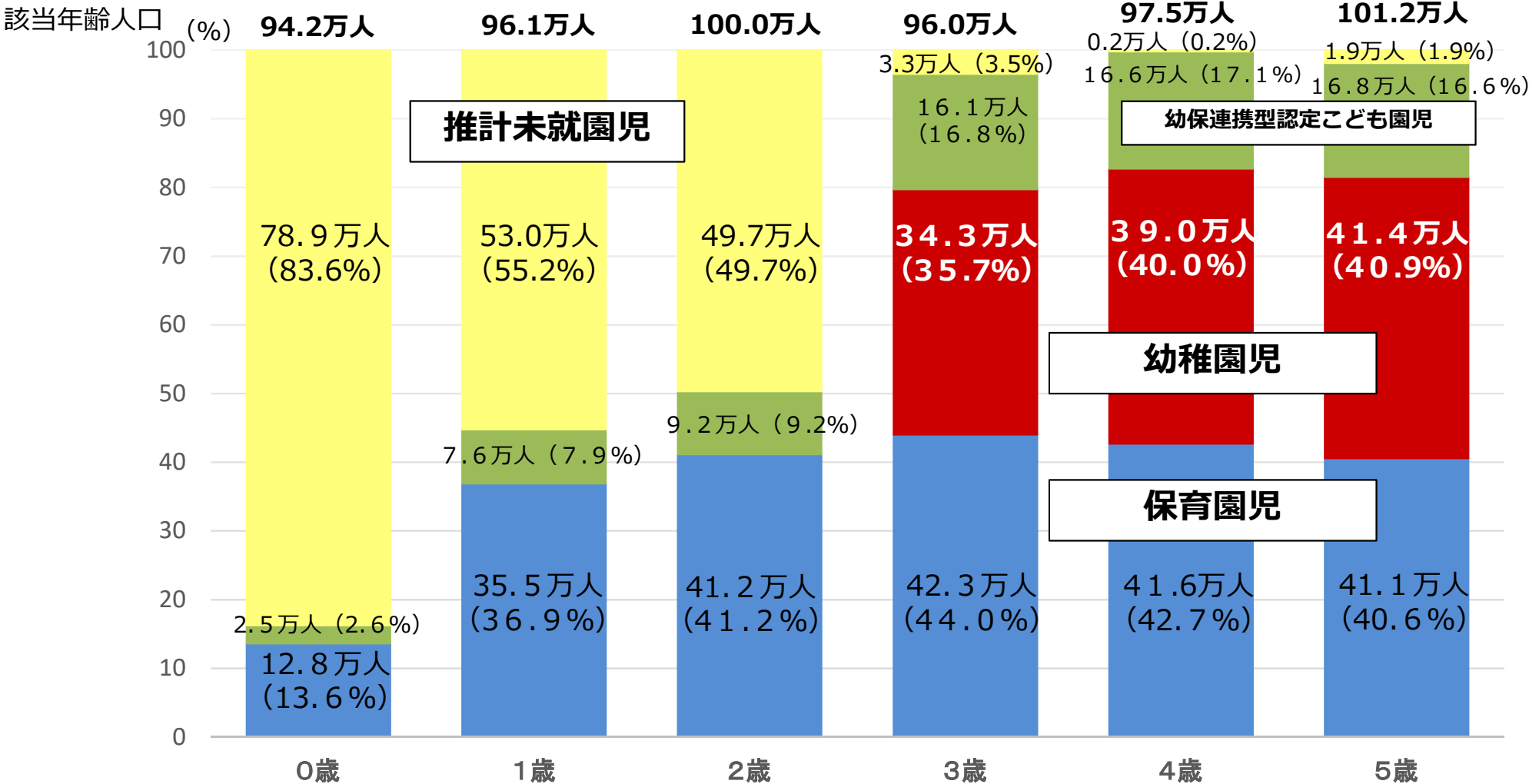
虐待死に占める年齢別割合



# 年齢別の未就園児の割合

○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約182万人）、3～5歳児の約2%（約5万人）となっている。

保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合（R1）



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成30年10月1日現在）より。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成31年4月1日現在）より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年年5月1日現在）より。

※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成31年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成30年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

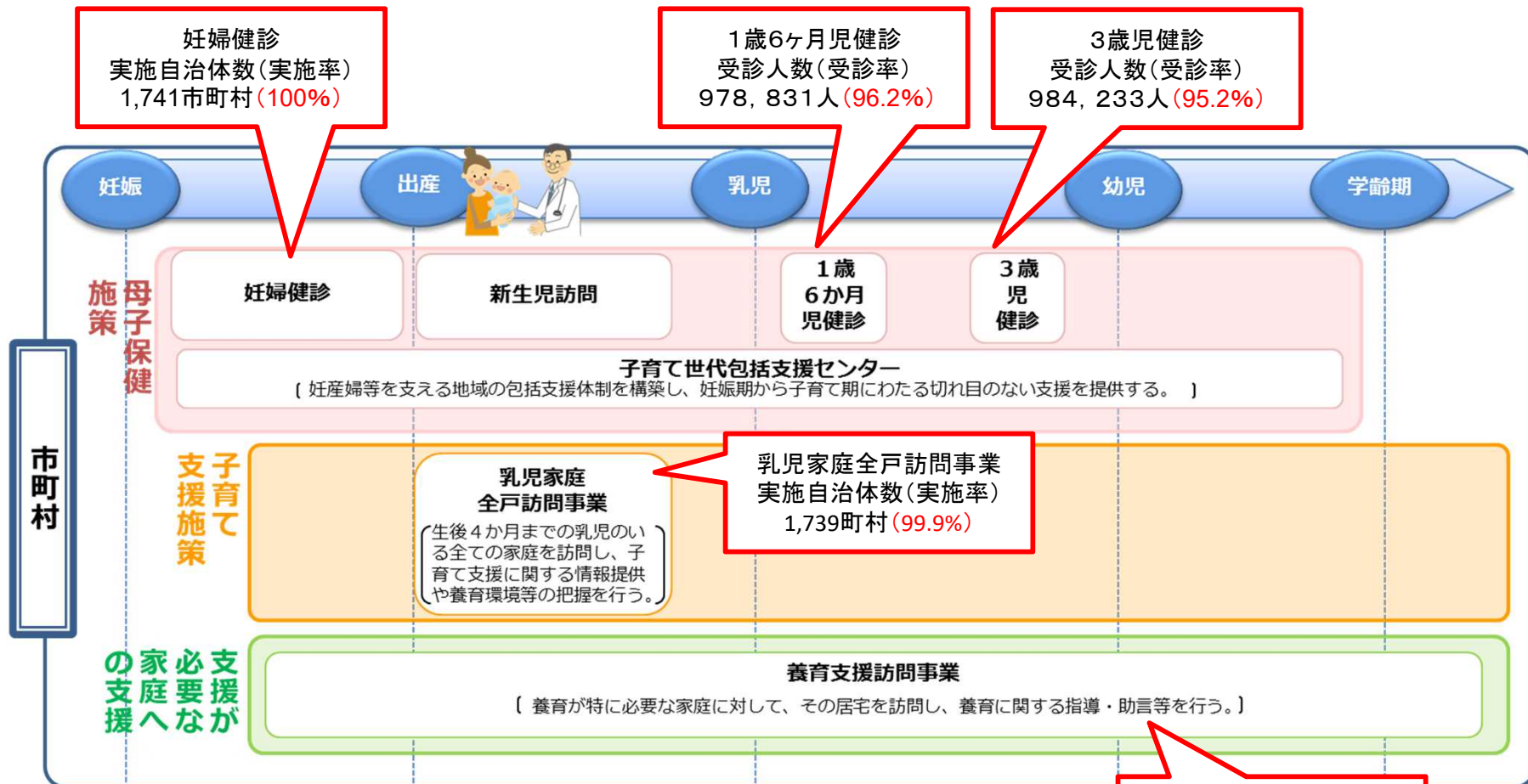
※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。



# 子育て支援施策及び母子保健施策における把握

- 妊産婦や子どもの状況を把握するため、**妊産婦検診、新生児訪問・乳幼児家庭全戸訪問事業、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診**によりポピュレーションアプローチがされているが、継続的な把握の機会は限られる。
- 検診や訪問を通じて**支援の必要性が把握された家庭**には、養育支援訪問等を通じて**更なる状況の把握と支援が行われる**。



※上記以外に、地方自治体が地域の実情に応じて単独で実施している事業がある。

# 子育て支援制度の利用状況

- 支援の供給量としては、令和元年度実績を見ると、一時預かり事業については約521万人日、子育て短期支援事業のショートステイにあつては約9万人日、養育支援訪問事業は約18万件となっているが、**未就園児1人当たりでは1年間に、一時預かり事業については約3日、ショートステイは約0.05日、養育支援訪問事業は約0.1件の利用にとどまっている。**
- 地域子育て支援拠点事業も第1子が3歳になるまでの子育て家庭の約50%が利用している一方で、**ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業等の子育て支援事業の利用は、低率に留まる。**

## 子ども子育て支援事業

【一時預かり】  
約521万人日  
(令和元年度実績)

【ショートステイ】  
約9万人日  
(令和元年度実績)

【養育支援訪問】  
約18万件  
(令和元年度実績)

要支援児童、要保護児童(保護等除く)1人あたりでは...

【ショートステイ】  
約0.5日/年

【養育支援訪問】  
約1件/年

未就園児1人当たりでは...

【一時預かり】  
約3日/年

【ショートステイ】  
約0.05日/年

【養育支援訪問】  
約0.1件/年

図表Ⅱ-4-16 第1子が3歳になるまでに利用した子育て支援制度や施設：  
第15回調査（2015年）総数、正規雇用継続者

第1子の出生年/ 妻の出生年/ 妻の勤め先の 従業員規模	(客体数)	い ず れ か の 制 度 ・ 施 設 を 利 用	産 前 ・ 産 後 休 業 制 度	育 児 休 業 制 度 (妻)	育 児 休 業 制 度 (夫)	育 児 時 間 制 度 ・ 勤 務 制 度 (妻)	育 児 時 間 制 度 ・ 勤 務 制 度 (夫)	(認 可 小 規 模 保 育 所 保 育 所 含 む)	認 定 子 ど も 園	事 業 所 内 保 育 施 設	認 証 保 育 所	そ の 他 の 認 可 外 保 育 施 設 (・ 保 育 マ マ ・ 家 庭 的 保 育)	ベ ビ シ ン タ ー 保 育 含 む (居 宅 訪 問 型 保 育 含 む)	タ フ ア ミ リ ー サ ポ ー ト セ ン	一 時 預 か り 事 業	相 談 の 場 な ど 地 域 セ ン タ ー ・ つ ど い	子 ど も の 支 援 セ ン タ ー ・ つ ど い	制 度 ・ 施 設 利 用 回 数 の 平 均 値
														3.6	10.6	49.5	19.8	
総数	(2,410)	80.2%	26.3	22.7	0.5	7.1	0.2	24.1	3.7	2.7	5.1	0.5	0.8	3.6	10.6	49.5	19.8	1.57
第1子の出生年																		
2000～04年	(983)	75.1	22.0	17.7	0.6	4.7	0.3	20.8	4.0	2.5	3.9	0.6	0.7	3.3	7.9	41.4	24.9	1.30
2005～09年	(983)	82.6	27.8	24.5	0.4	6.8	0.2	25.8	2.7	2.8	5.8	0.5	0.6	3.9	12.4	53.0	17.4	1.67
2010～12年	(444)	86.5	32.9	29.7	0.5	13.1	0.2	27.5	5.2	2.7	6.1	-	1.6	3.8	12.6	59.5	13.5	1.95
妻の出生年																		
1960～69年	(188)	75.0	20.7	18.6	-	6.4	-	22.3	1.6	2.7	4.3	1.1	1.6	4.8	10.1	46.3	25.0	1.40
1970～74年	(754)	80.9	27.1	22.5	0.8	7.6	0.4	22.9	3.6	1.7	6.1	0.7	1.5	3.3	10.3	49.1	19.1	1.58
1975～79年	(860)	80.3	26.9	23.8	0.7	6.6	0.2	24.3	3.8	3.8	4.5	0.2	0.6	4.0	10.1	50.0	19.7	1.60
1980～93年	(608)	80.9	26.5	22.5	-	7.4	0.2	25.7	4.3	2.3	4.8	0.3	0.2	3.1	11.8	50.2	19.1	1.59
妻の勤め先の従業員規模 (第1子1歳時)	(2,319)																	
無職・学生	(1,545)	74.5	5.0	2.7	0.3	0.3	0.1	10.4	2.6	1.2	3.6	0.3	0.6	3.6	11.7	58.8	25.5	1.01
1～29人	(200)	82.0	39.5	30.5	0.5	5.5	0.5	39.5	6.0	1.5	6.5	0.5	1.5	3.0	10.5	29.0	18.0	1.75
30～99人	(90)	91.1	68.9	62.2	2.2	14.4	-	55.6	6.7	2.2	6.7	1.1	-	5.6	10.0	35.6	8.9	2.71
100～299人	(127)	96.9	74.8	64.6	-	18.9	-	48.8	7.1	9.4	7.9	0.8	-	2.4	6.3	30.7	3.1	2.73
300～999人	(95)	94.7	85.3	86.3	-	35.8	1.1	55.8	5.3	14.7	7.4	-	-	1.1	6.3	30.8	5.3	3.42
1000人以上 官公庁	(156) (77)	97.4 100.0	87.2 93.5	80.8 92.2	1.3 1.3	35.3 24.7	0.6 1.3	62.2 57.1	5.8 7.8	7.7 1.3	10.9 7.8	0.6 2.6	1.9	1.9	9.0	28.8	2.6	3.34
正規雇用継続者	(518)	98.1%	90.7	83.6	1.2	28.0	0.8	55.2	7.1	6.9	7.9	1.0	1.2	4.2	6.4	34.2	1.9	3.28
第1子の出生年																		
2000～04年	(186)	96.8	88.2	78.0	1.6	21.0	1.1	49.5	7.0	7.5	5.4	1.6	1.6	3.8	5.4	24.2	3.2	2.96
2005～09年	(218)	99.1	92.7	87.6	0.9	25.7	0.5	60.6	5.5	6.9	8.3	0.9	0.5	3.7	6.9	35.8	0.9	3.36
2010～12年	(114)	98.2	91.2	85.1	0.9	43.9	0.9	54.4	10.5	6.1	11.4	-	1.8	6.1	7.0	47.4	1.8	3.67
妻の出生年																		
1960～69年	(34)	100.0	94.1	85.3	-	26.5	-	58.8	2.9	8.8	8.8	-	2.9	5.9	5.9	20.6	-	3.21
1970～74年	(173)	97.1	90.8	82.7	2.3	28.9	1.7	57.2	6.4	4.0	8.7	1.7	1.7	4.0	5.8	26.0	2.9	3.22
1975～79年	(193)	97.9	88.1	82.4	1.0	24.9	0.5	54.9	7.8	8.8	6.2	0.5	1.0	4.1	6.2	37.3	2.1	3.24
1980～93年	(118)	99.2	94.1	86.4	-	32.2	-	51.7	8.5	7.6	9.3	0.8	-	4.2	7.6	44.9	0.8	3.47
妻の勤め先の従業員規模 (第1子1歳時)	(518)																	
1～29人	(80)	90.0	78.8	60.0	1.3	10.0	-	40.0	7.5	0.0	6.3	1.3	1.3	5.0	6.3	31.3	10.0	2.49
30～99人	(57)	100.0	89.5	82.5	3.5	19.3	-	52.6	7.0	3.5	7.0	-	-	5.3	8.8	42.1	-	3.21
100～299人	(87)	98.9	90.8	79.3	-	20.7	-	52.9	8.0	9.2	4.6	1.1	1.1	1.1	3.4	27.6	1.1	3.00
300～999人	(76)	100.0	93.4	94.7	-	40.8	1.3	53.9	6.6	15.8	7.9	-	1.3	7.9	5.3	39.5	-	3.68
1000人以上 官公庁	(131) (73)	99.2 100.0	94.7 95.9	88.5 94.5	1.5 1.4	41.2 26.0	0.8 1.4	65.6 58.9	6.9 6.8	9.2 1.4	11.5 6.8	0.8 2.7	1.5 2.4	6.3 6.8	8.4 5.5	27.5 46.6	0.8 -	3.60 3.56

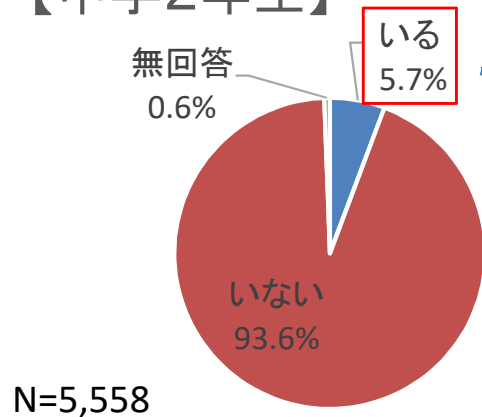
注：対象は第1子が3歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦。ここでの「正規雇用継続者」とは、「第1子の妊娠がわかったとき」「第1子が1歳になったとき」の2時点で正規雇用者であった者。勤め先の従業員数不詳については掲載を省略。ただし、総数にはこれを含む。

# ヤングケアラー①

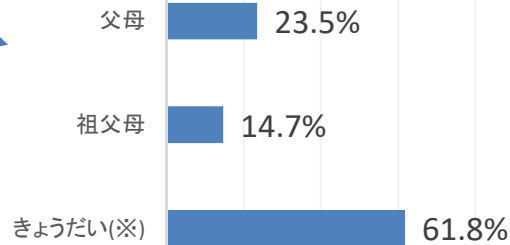
「ヤングケアラーと思われる子ども」の実態をより正確に把握するため、文部科学省と連携し、教育現場である学校や要保護児童対策地域協議会、全国の中学生や高校生に対して、実態調査を実施。

○ **世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%**

## 【中学2年生】

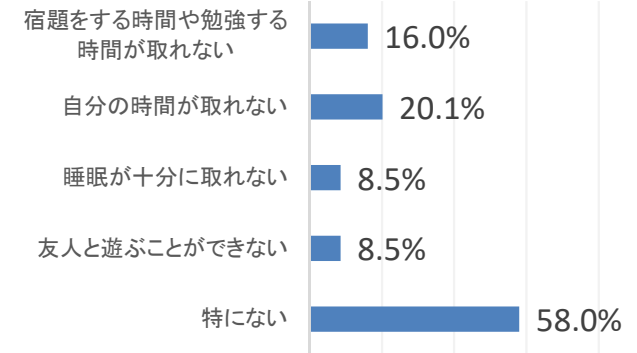


「いる」と答えた人のうち、  
世話をしている家族の内訳（複数回答）

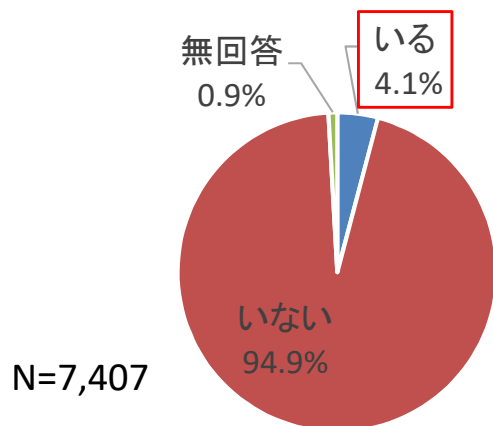


※きょうだいの状況（複数回答）  
幼い73.1%、身体障がい5.6%、知的障がい14.7%、  
精神疾患・依存症（疑い含む）4.6%、精神疾患・依存症以外の病気0.5%

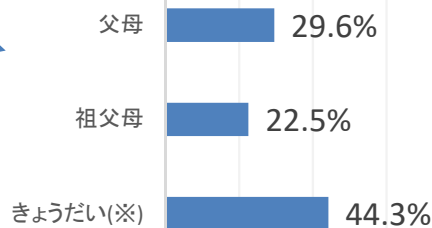
世話をしているために、  
やりたいけれどできていないこと（複数回答）



## 【全日制高校2年生】

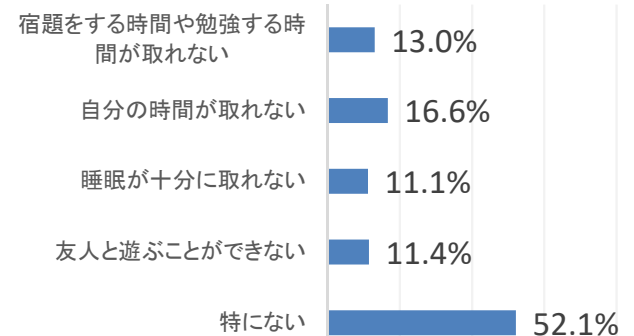


「いる」と答えた人のうち、  
世話をしている家族の内訳（複数回答）



※きょうだいの状況（複数回答）  
幼い70.6%、身体障がい6.6%、知的障がい8.1%、  
精神疾患・依存症（疑い含む）1.5%、精神疾患・依存症以外の病気0.7%

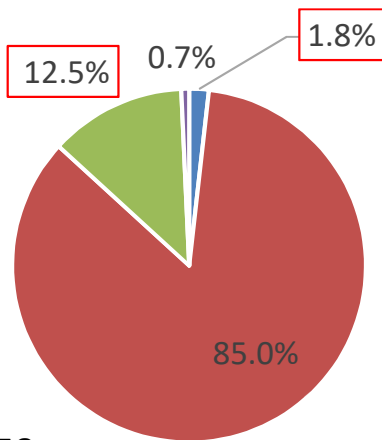
世話をしているために、  
やりたいけれどできていないこと（複数回答）



## ヤングケアラー②

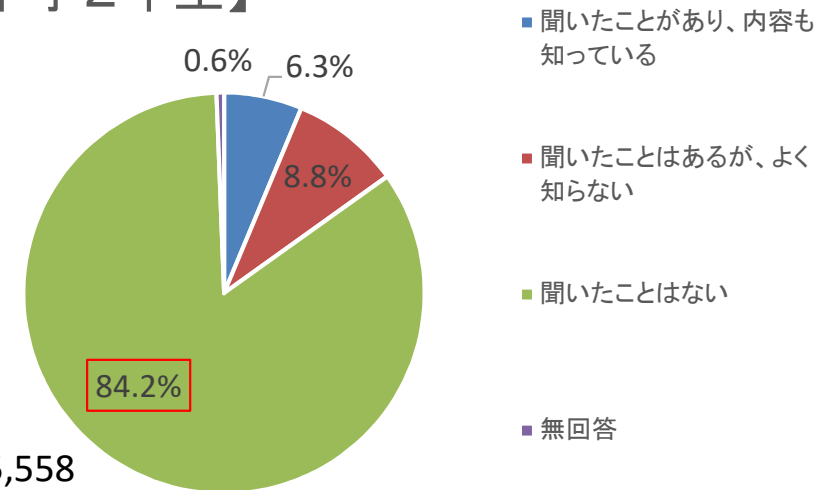
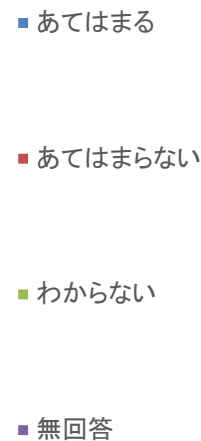
- ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%、わからないとした子どもが1～2割程度
- ヤングケアラーの認知度は低く、「聞いたことはない」と回答したのは、8割を超えた。

【中学2年生】



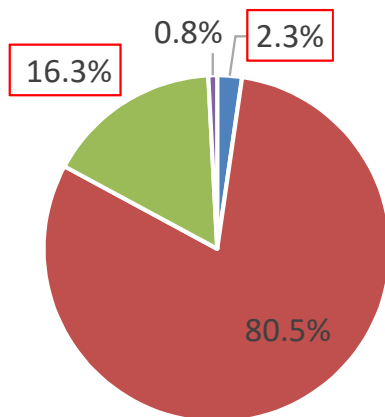
N=5,558

【中学2年生】



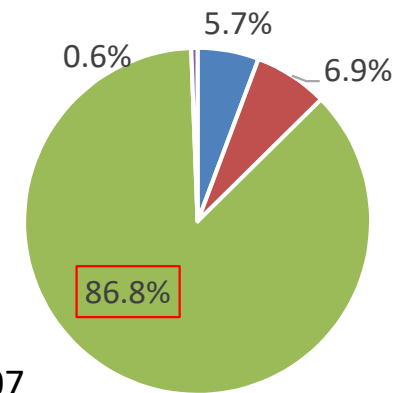
N=5,558

【全日制高校2年生】



N=7,407

【全日制高校2年生】

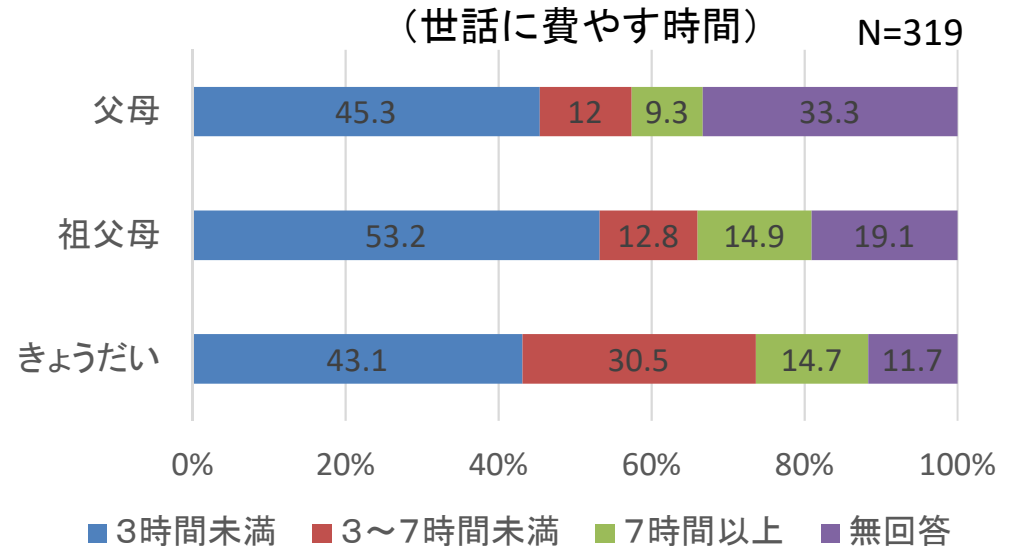
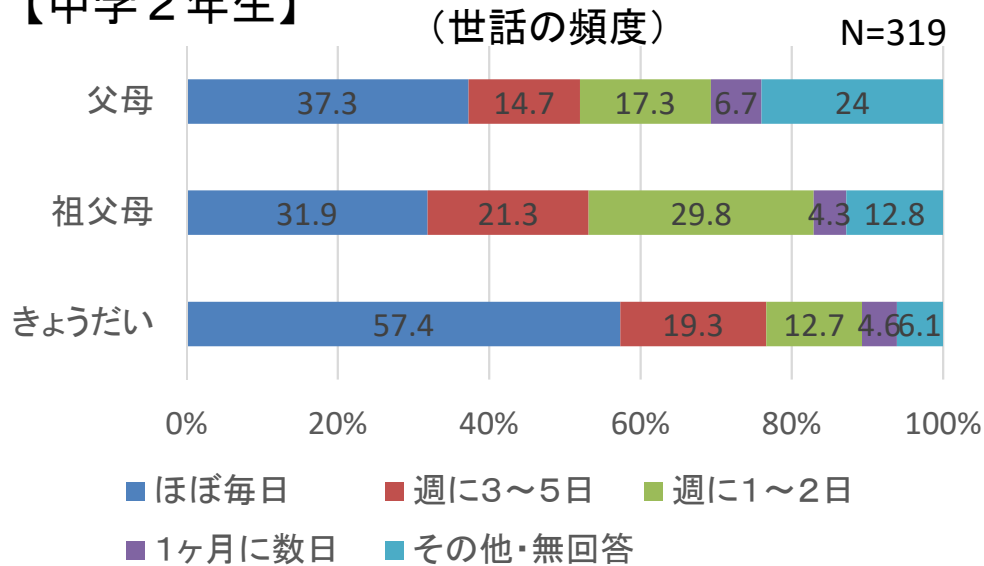


N=7,407

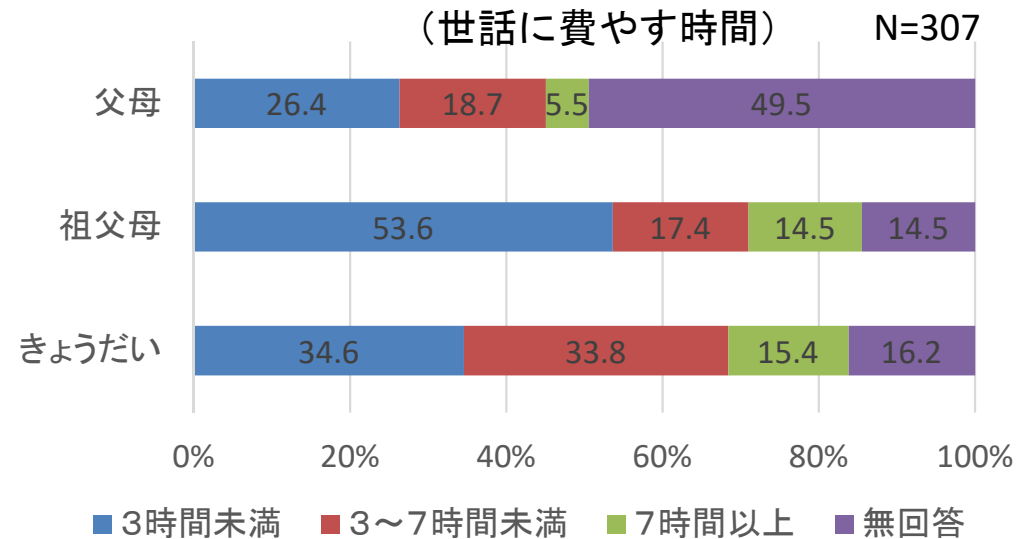
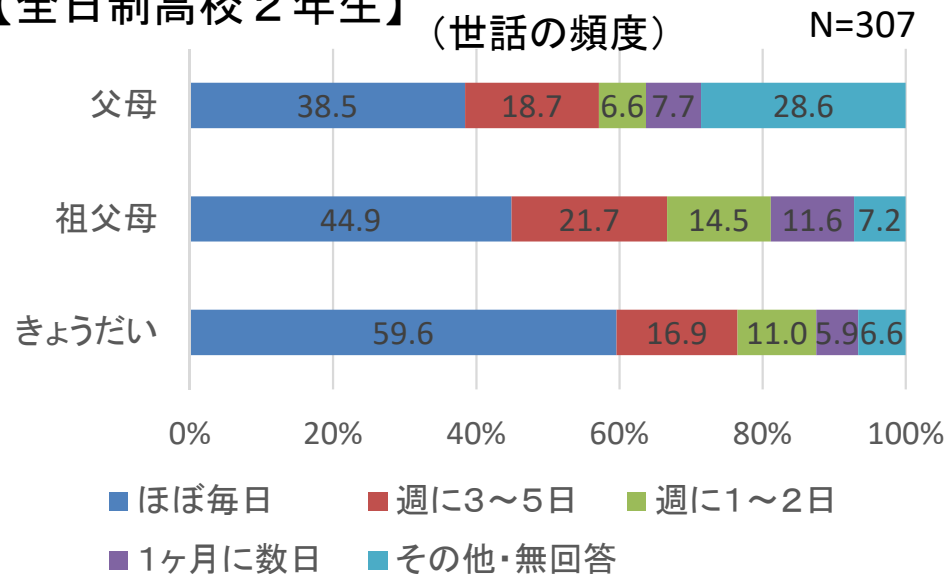
# ヤングケアラー③

- 世話の頻度について、「**ほぼ毎日**」が**3～6割程度**となっている。
- 平日1日あたり世話に費やす時間について、「**3時間未満**」が多いが、「**7時間以上**」も**1割程度**いる。

## 【中学2年生】



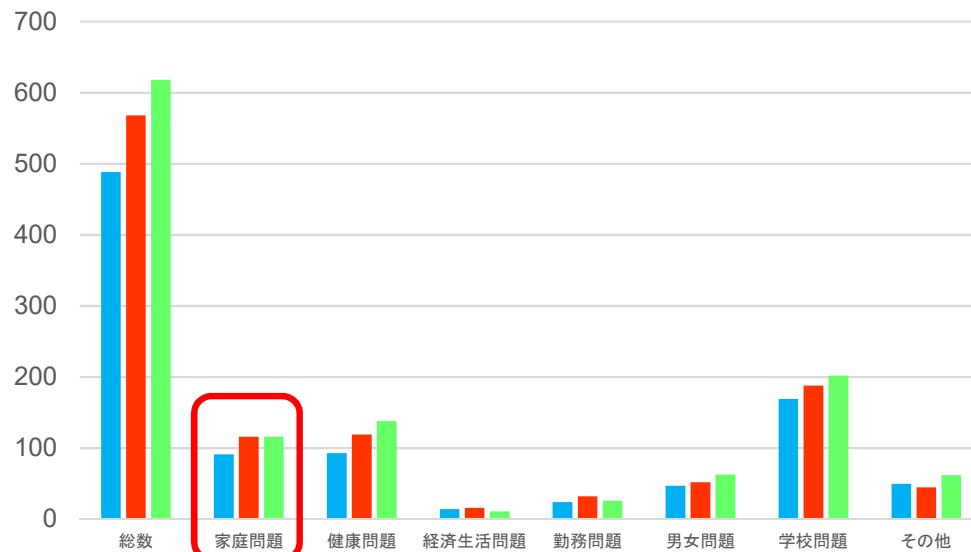
## 【全日制高校2年生】



# 自殺と家族問題

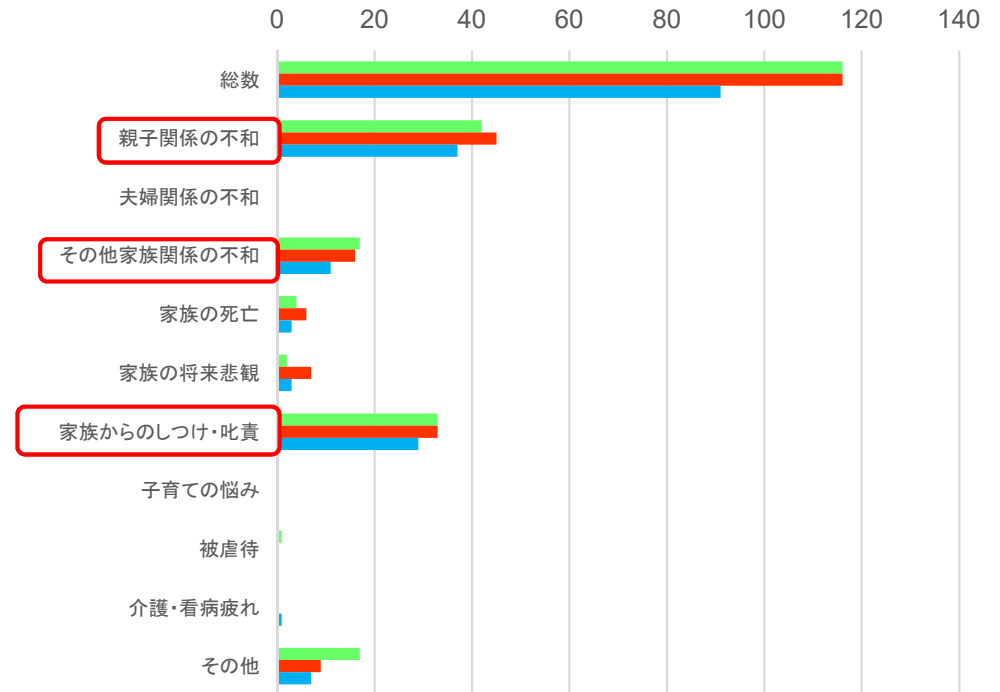
- 令和元年中における自殺の状況においては、19歳以下の自殺者を原因・動機別で見ると、学校問題が最も多い（202件）ものの、**健康問題**（138件）と**家庭問題**（116件）がほぼ同規模でその次を占める。また、家庭問題の内訳は、「**親子関係の不和**」（42件）「**家族からのしつけ・叱責**」（33件）「**その他家族関係の不和**」（17件）が多くを占めている。

自殺者数（総数、原因・動機別）



■平成29年 ■平成30年 ■令和元年

原因・動機を家庭問題としたものの内訳



■令和元年 ■平成30年 ■平成29年

「令和元年中の自殺の状況」（厚生労働省）等

# 家庭復帰後の支援の体制

○ 施設入所から**家庭復帰した児童虐待事例の13.2%**が、家庭復帰の翌々年度11月時点で**一時保護又は施設入所中**であった。

平成 23(2011)年度家庭復帰した子どもの平成 25(2013)年 11 月時点での支援状況

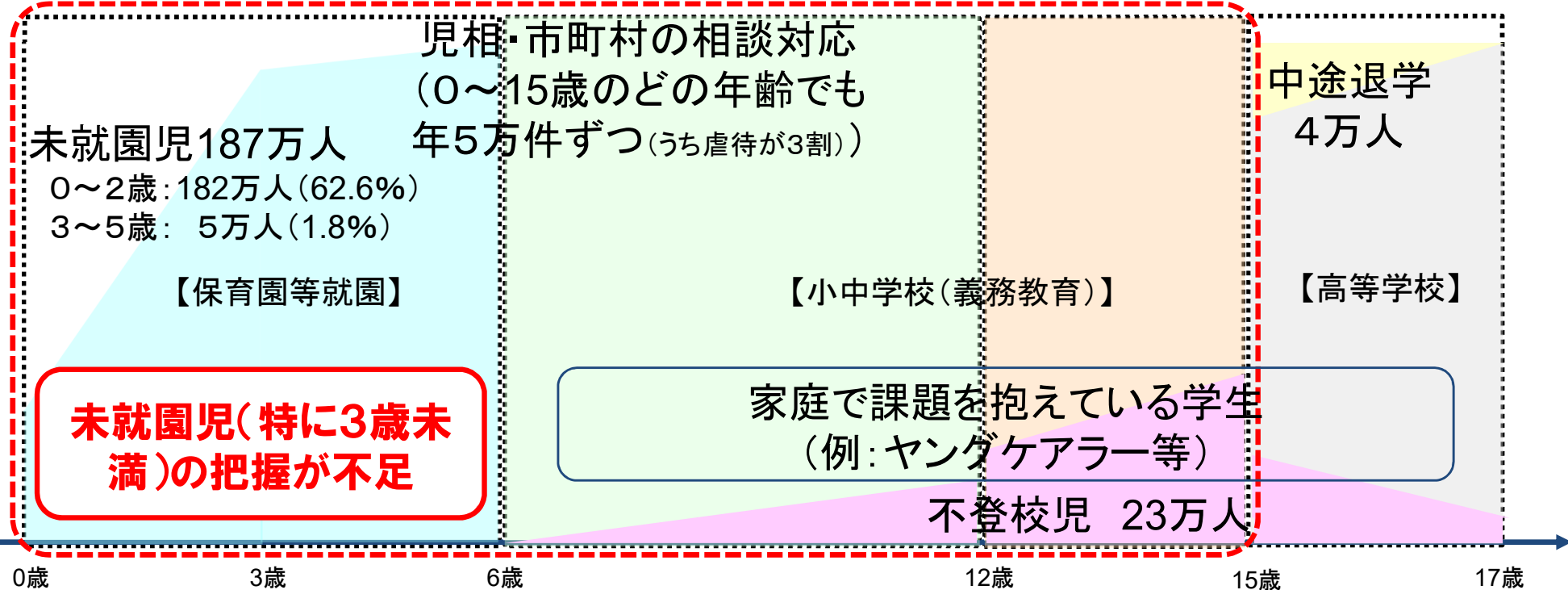
措置区分	件数	措置解除時点で 行われていない	措置解除時点での 支援はいったん終 結したが、その後 支援を再開した			措置解除時点からの在宅支援を継続中						その他					無 回 答	現在継続 指導中 別掲
			在宅支援を再開 （その他あり）	一時保護中	施設入所措置中	在宅支援の必要が ないが、在宅で 虐待再発は無い ため	虐待再発の必要 があるため	虐待再発の必要 があるため	状態悪化により 一時保護中	状態悪化により 在宅支援中	状態悪化により 施設入所措置中	状態悪化により 施設入所措置中	年齢超過・転出 等により指導終 結	在宅支援中（別 の問題あり）	一時保護中（虐 待とは別の相談 による）	施設入所中（虐 待とは別の相談 による）		
合計	936	338	18	4	49	169	45	18	6	6	59	74	7	1	21	61	60	
横構成比	100.0	38.6	2.1	0.5	5.6	19.3	5.1	2.1	0.7	0.7	6.7	8.4	0.8	0.1	2.4	7.0	6.4	
27条	636	262	15	2	28	94	20	13	3	4	36	52	6		15	47	39	
横構成比	100.0	43.9	2.5	0.3	4.7	15.7	3.4	2.2	0.5	0.7	6.0	8.7	1.0	-	2.5	7.9	6.1	
33条	300	76	3	2	21	75	25	5	3	2	23	22	1	1	6	14	21	
横構成比	100.0	27.2	1.1	0.7	7.5	26.9	9.0	1.8	1.1	0.7	8.2	7.9	0.4	0.4	2.2	5.0	7.0	

山本恒雄ほか（2013）『児童相談所における保護者支援のあり方に関する実証的研究』日本子ども家庭総合研究所紀要，第50集，pp.35-58.

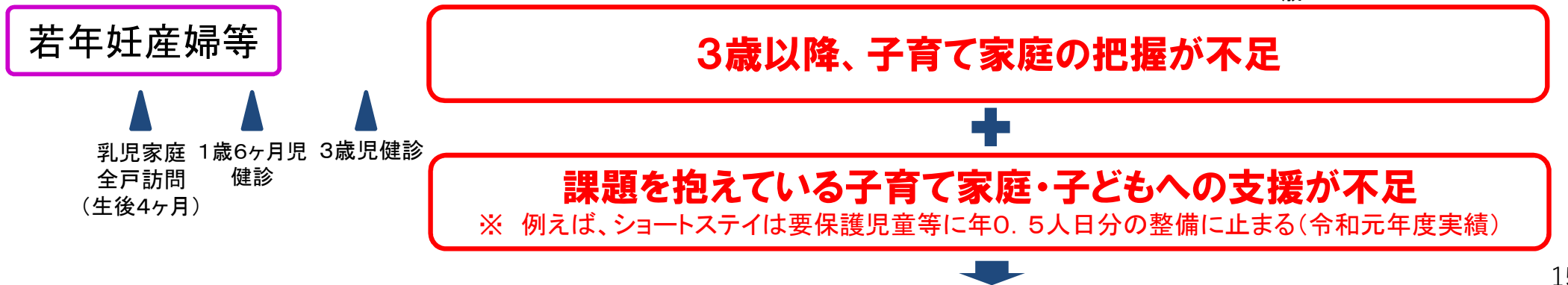
# 考えられる子ども家庭行政の今後の課題①

課題は、①未就園児(特に虐待死亡事例が多い3歳未満)の把握が不足、②3歳以降の就学世帯を含めた子育て家庭の把握が不足、③課題を抱えている家庭や子どもに対する支援が不足、の3つ。  
 → 結果として、課題を抱えている家庭で育った子どもからその子どもへ、環境・課題・虐待が連鎖。

保育園等、学校



母子保健・児童福祉





# 考えられる子ども家庭行政の今後の課題②

- 「子育て世代包括支援センター（法律上は「母子健康包括支援センター）」と「子ども家庭総合支援拠点」は、それぞれ、全国展開に向けて設置を進めている。
- 虐待要因は複合的なため、保健、福祉単独での対応では不十分であり、母子保健と児童福祉との一体的対応が必要。
- しかしながら、現場では支援がばらばらに提供されており、支援提供のハブとなる機能（マネジメント）が必要となっている。

